



請願第 1 号

写

2020年2月21日

かすみがうら市市議会 議長 殿

住 所 茨城県東茨城郡茨城町
団体名 茨城県労働組合総連合

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

[請願の趣旨]

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織である茨城県労働組合総連合（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げ等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は27円引き上がり849円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（901円）に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が1000円を超えていました。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金849円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることを請願いたします。

[請願項目]

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1500円に引き上げること。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

紹介議員

佐藤文雄
吉田健太

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

現在、非正規雇用労働者は 2000 万人を超え、その多くが若者と女性、高齢者で占められています。非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働いても年収 200 万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年 10 月 1 日から、茨城県の最低賃金は 27 円引き上がり 849 円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（901 円）に比べて 52 円低く、関東 1 都 6 県の中で下から 2 番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が 1000 円を超えていました。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小支援策が不十分、の 3 つです。茨城県の最低賃金 849 円では、憲法 25 条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

そこで、国においては、最低賃金の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

[請願項目]

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2 年 月 日

茨城県かすみがうら市市議会議長

内閣総理大臣	宛
厚生労働大臣	宛
中央最低賃金審議会会長	宛
茨城地方最低賃金審議会会長	宛